

判決年月日	平成22年8月4日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年（行ケ）10376号		
○ X線撮影準備完了状態を知らせるため，操作者からもよく見える場所にレーザー光を照射する装置に関する引用発明に，X線照射野を視覚的に認識するための照射野ランプの点滅等の方法によりX線照射中の状態を視覚的に認識することができるという周知技術を適用しても，照射野ランプに撮影準備完了状態を視覚的に認識させる機能を併有させる本願発明に係る構造を想到することは容易とは認められないとして，これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「X線撮影装置」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示するなどして、本願発明は、引用発明（甲1）及び周知技術（甲2、5、乙1）からは、相違点に係る構造を想到することが容易とは認められないとし、これと異なる審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

「本願発明の出願前において、照射野ランプが点滅することなどにより、X線撮影装置の作動状態を視覚上明らかにする技術は周知であった。

しかしながら、本願発明及び引用発明は、X線撮影装置の作動状態ではなく、「撮影準備完了状態」を視覚的に認識することをその課題とするものであるところ、周知例1及び乙1文献により開示された周知技術は、いずれも照射野ランプの点灯状態の変化により、X線撮影装置の作動状態を視覚上明らかにするにとどまるものであって、照射野ランプによって「撮影準備完了状態」を視覚的に認識させることに関する技術は何ら開示されていない。周知例2についても、同様である。」

「引用発明において、X線装置の上方で、かつ、装置から離れている操作者からもよく見える場所として例示されている天井（平面）のほかに、撮影準備完了状態を視認させるレーザー光を当てる場所として、天井とは異なって、装置の上方ではなく、また、平面でもない「被検者の撮影部位」を選択することは、人体にレーザー光線を当てることによって、少なくとも「被検者に不安を与えること」が当然予想されることも併せ考慮すると、当業者にとって想到すること自体が困難であるということが出来る。

しかも、当業者にとって「被検者の撮影部位」を選択することが容易想到であり、さらに、レーザー光照射部をX線装置の適宜の位置に設けることについても当業者にとって容易想到であるとしても、照射野ランプとレーザー光照射部とがX線撮影装置に併設されるという

にとどまり、それ以上に、X線照射野を照準し確認するための照射野ランプに撮影準備完了状態を知らせる機能を併せ持たせることによって、撮影準備完了状態を知らせるレーザー光を照射するためのレーザー光照射部を不要とすることについては、引用例は、そもそも照射野ランプの構成自体を有さない以上、何らの示唆を有するものではない。」

「照射野ランプについても、これに撮影準備完了状態を知らせる機能を併せ持たせる構成は、本願発明の出願前においては、周知ではなかったのであるから、引用発明において、撮影準備完了状態を知らせるレーザー光に代えて、照射野ランプに撮影準備完了状態を知らせる光の光源としての機能を付加する動機付けを見いだすこともできない。」

「以上によると、引用発明に、周知例 1 及び 2 により開示された周知技術を適用し、相違点に係る構成を採用することが当業者において容易に想到し得るものであるとして、本願発明の進歩性を否定した本件審決の判断は誤りであるといわなければならない。」